

公益社団法人秦野市シルバー人材センターの受託事業における経費の取扱いに関する規約

(趣旨)

第1条 この規約は、公益社団法人秦野市シルバー人材センター（以下「センター」という。）の受託事業の履行に当たり、原材料の購入等必要な経費（以下「経費」という。）が発生する場合において、その取扱いについて必要な事項を定める。

(見積書の提出等)

第2条 その受託事業に従事する会員（以下「就業会員」という。）は、受託事業の完成までに必要な作業時間数を見積り、センターに報告するものとする。

2 受託事業を履行するに当たり、経費が発生したときは、就業会員は取扱事業者から見積書を徴し、センターに提出するものとする。

3 センターの職員は、第1項及び第2項の内容を精査し、発注者の了解を得たうえ、契約書の作成等必要な事務を行うものとする。

(経費の受払い)

第3条 受託事業は、発注者からセンターが請負っているため、経費の受払いは発注者とセンターとの間で行うものとし、就業会員は、発注者から金銭等を受領してはならない。

2 前項の規定に反した場合は、公益社団法人秦野市シルバー人材センター定款第10条第1項第2号又は公益社団法人秦野市シルバー人材センター会員就業規約第8条第1項第5号の規定に基づき、除名又は就業の終了の処分を受けるものとする。

(一時立替え)

第4条 就業会員は、経費を一時立替えにより支出したときは、領収書を添えて、その経費をセンターに請求するものとする。

2 センターは、前項の請求があったときは、その経費の額を就業会員に支払うとともに、発注者に請求するものとする。

(その他)

第5条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は、理事長が理事会に諮っ

て定める。

附 則

この規約は、平成20年7月29日から施行する。

附 則

この規約は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成24年9月28日議案第12号）

この規約は、平成24年9月28日より施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則（平成27年6月26日議案第12号）

この規約は、平成27年6月26日より施行し、平成27年4月1日から適用する。